

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性・健全性を実現するために、経営方針決定プロセスの透明性の確保、相互牽制体制の強化、情報開示の推進等を通じて、コーポレート・ガバナンス機能を強化し、厳正かつ効率的な業務運営に努めていかなければならないと考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イモトカンパニー	260,000	27.27
井本雅之	153,900	16.14
株式会社ハードオフコーポレーション	36,000	3.78
ブックオフコーポレーション株式会社	36,000	3.78
株式会社今治デパート	29,800	3.13
ありがとうサービス従業員持株会	26,027	2.73
土谷晴夫	14,200	1.49
新海秀治	13,200	1.38
若杉精三郎	12,400	1.30
桑名林	11,300	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

#### 補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
近藤哲雄	他の会社の出身者								△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤哲雄	○	—	<p>愛媛銀行において長年勤務し、その業務を通して企業経営に関する幅広い知識を有しているだけでなく、同行において監査部長を務められ、企業監査に関する専門的な見識もお持ちです。</p> <p>当社の経営においても有用な意見・助言が期待できるものとして、その経験を活用することで当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実させることができると判断し、社外取締役として選任いたします。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および内部監査室は、会計監査人と監査に対する計画および監査実施状況等について随時情報交換を行っており、より実効性の高い監査を実施しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
田中 康介	他の会社の出身者												
中丁 韶也	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 康介	○	—	弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知識を有することから、経営執行上の管理・監督をすることで、当社のコーポレートガバナンス体制を更に強化できると判断しております。 また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、社外監査役に選任しております。 さらに、取引所が定める独立性判断基準において該当する事項はなく、独立役員として指定し、届け出ております。
中丁 韶也	○	—	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有することから、経営執行上の管理・監督をすることで、当社のコーポレートガバナンス体制を更に強化できると判断しております。 また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、社外監査役に選任しております。 さらに、取引所が定める独立性判断基準において該当する事項はなく、独立役員として指定し、届け出ております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

## その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する実施してない  
施策の実施状況

## 該当項目に関する補足説明

当社の事業形態や役員構成から、インセンティブ付与を重視した取締役の報酬決定は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

取締役と監査役の総額報酬をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、役員報酬規程にしたがって、世間水準および経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達は、常勤監査役が定期的に行っております。また取締役および常勤監査役と定期的な打ち合わせを行うことで情報の共有を図っております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

会社の意思決定機関であります取締役会は、取締役4名で構成され、毎月1回定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営目標や経営戦略等の重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

また、当社は、監査役設置会社であり、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名により監査役会を構成しております。毎月1回監査役会を開催し、監査役間での情報・意見交換を行っております。

また、全取締役、事業部長、常勤監査役、内部監査室長が一堂に会する合同営業会議において、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスについて啓蒙活動を行い、情報の共有化と不正防止策の徹底を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性・健全性を実現するために、経営方針決定プロセスの透明性の確保、相互牽制体制の強化、情報開示の推進等を通じて、コーポレート・ガバナンス機能を強化し、厳正かつ効率的な業務運営に取り組んでおります。

また、当社は、監査役設置会社であり、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名により監査役会を構成しております。監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が充分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身 による説明 の有無
------	-----------------------

個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回の実施を予定しております。	あり
-------------------	-------------------	----

IR資料のホームページ掲載	ホームページ内に当社のIR情報専用のコーナーを設け、適時開示情報、財務状況の掲載を行っております。
---------------	---

IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営管理本部であります。
------------------	---------------------

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

##### 補足説明

当社は、「世のため 人のため」の経営理念のもと、CSR活動を行っております。活動の一環として、以下の団体を支援・応援しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

- NPO法人今治しまなみスポーツクラブ
- えひめ掃除に学ぶ会
- FC今治
- 今治オレンジブロッサム

ステークホルダーに対する情報提供に  
係る方針等の策定

ステークホルダーに対して、重要な情報については適時適切な開示を行い、経営の透明性を強化します。

## **IV 内部統制システム等に関する事項**

### **1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について「内部統制システム構築における基本方針」を平成19年6月12日開催の取締役会にて決議いたしております。その概要は、下記のとおりであります。

(a)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社に係る各種の法令および定款その他の社内規則・規程を遵守することを目的として、各取締役間における職務執行を把握し、また監査役による取締役の職務執行状況を監査する。また各組織の管理者および責任者の下、経営方針に基づいた業務執行を推進するとともに相互牽制し、内部監査を通じてコンプライアンス体制を確保する。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録その他の取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む文書については、法令の保存年限を厳守するほか、その他の文書についても各部門において一定の基準を設け保存する。また文書管理についても各部門において責任者を選任して管理する。

(c)損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危機管理については、各業務部門において社内規程・マニュアル等により、役割分担を明確にして自律的に業務を遂行する組織体制とする。更に業務執行の責任者が内在するリスクを把握・分析・評価した上で適切な対策を実施するとともにリスクの総括的な管理を行う。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務執行責任者については、社内の業務分掌・職務権限の規程に基づき効果的な業務執行を行い得る体制とする。

(e)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役から使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとする。また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(f)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

取締役および使用人は監査役に対して定期的に職務執行の状況について報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告をする体制とする。

### **2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社は反社会的勢力との関係を一切遮断するために、「反社会的勢力との関係遮断の基本方針」を平成22年1月15日開催の取締役会にて決議し、下記の内容の体制整備を規定いたしております。

(a)反社会的勢力対応部署の設置

(b)反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立

(c)外部専門機関との連携体制の確立

(d)反社会的勢力対応マニュアルの策定

(e)暴力団排除条項の導入

(f)その他、反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項